

様式第1号の2の7 (その1) (第2の3関係)

連結散水設備 調査表

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果										
ヘ ッ ド	設置位置	天井の室内に面する部分及び天井裏の部分に設けること（天井の仕上げを難燃材料でした場合又は天井裏の高さが0.5m未満の場合は、天井裏の部分に設けないことができる。）	消則第30条の3 第1号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適										
		天井又は天井裏の各部分から一の散水ヘッドまでの水平距離が次の距離以下であること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>散水ヘッド等</th> <th>水平距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開放型散水ヘッド</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>閉鎖型散水ヘッド</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>閉鎖型スプリンクラーヘッド</td> <td>耐火造:2.3 耐火造以外:2.1</td> </tr> <tr> <td>天井高 2.1m以下の部分</td> <td>散水ヘッドの散水分布に応じた距離</td> </tr> </tbody> </table>			散水ヘッド等	水平距離 (m)	開放型散水ヘッド	3.7	閉鎖型散水ヘッド	3.7	閉鎖型スプリンクラーヘッド	耐火造:2.3 耐火造以外:2.1	天井高 2.1m以下の部分	散水ヘッドの散水分布に応じた距離
	散水ヘッド等	水平距離 (m)												
	開放型散水ヘッド	3.7												
	閉鎖型散水ヘッド	3.7												
閉鎖型スプリンクラーヘッド	耐火造:2.3 耐火造以外:2.1													
天井高 2.1m以下の部分	散水ヘッドの散水分布に応じた距離													
ヘッド数	一の送水区域に接続する散水ヘッドの数は次のとおりとなるよう設けること。 ・開放型散水ヘッド 10個以下 ・閉鎖型散水ヘッド 10個以下 ・閉鎖型スプリンクラーヘッド 20個以下	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適												
傾斜部への取り付け	傾斜した天井又は屋根の下面に設ける場合は、散水ヘッドの軸心が取り付け面に対し直角となるように設けること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適												
ヘッドの種類	一の送水区域に接続する散水ヘッドは、開放型散水ヘッド、閉鎖型散水ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッドのいずれか一種類のものとする。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適												
基準適合	散水ヘッドは、「開放型散水ヘッドの基準」(昭和48年2月消防庁告示第7号)に適合していること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適												
選 択 弁	選択弁を設ける場合には、送水口の付近に設けること。	消則第30条の3 第2号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適										
配 管	系 統	配管は、専用とすること。 (性能に支障を生じない場合には、兼用できる。)	消則第30条の3 第3号 消則第12条 第1項第6号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適										
	配管種類	以下の配管であること。 <input type="checkbox"/> JIS G 3442 <input type="checkbox"/> JIS G 3448 <input type="checkbox"/> JIS G 3452 <input type="checkbox"/> JIS G 3454 <input type="checkbox"/> JIS G 3459 <input type="checkbox"/> 同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属性の管 ()		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適										
	管継手の材質	管継手及びバルブ類の材質は以下のものであること。 <input type="checkbox"/> JIS G 5101 <input type="checkbox"/> JIS G 5705(黒心可鍛鉄品に限る。) <input type="checkbox"/> 金属製管継手及びバルブ類の基準(平成20年12月消防庁告示第31号)に適合するもの	消則第30条の3 第3号	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適										
	耐食措置	管は、亜鉛メッキその他の耐食措置を講じたものであること。		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適										
	接続方法	管の接続は、次の方法によること。 <input type="checkbox"/> ねじ接続 <input type="checkbox"/> 差込み溶接式の管継手 <input type="checkbox"/> 耐熱措置を講じたフランジ継手		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適										

様式第1号の2の7 (その2)

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果																			
配管	管 口 径	開放型散水ヘッド及び閉鎖型散水ヘッドを用いる連結散水設備の管口径は、一の送水区域の散水ヘッドの取付け個数に応じ、次の管の呼び以上のものとする事。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>散水ヘッドの取付け個数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>10以下</td> </tr> <tr> <td>管の呼び</td> <td>32mm</td> <td>40mm</td> <td>50mm</td> <td>65mm</td> <td>80mm</td> </tr> </table>	散水ヘッドの取付け個数	1	2	3	4	6以上					5	10以下	管の呼び	32mm	40mm	50mm	65mm	80mm	消則第30条の3第3号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	散水ヘッドの取付け個数	1	2	3	4	6以上																	
					5	10以下																	
	管の呼び	32mm	40mm	50mm	65mm	80mm																	
支 持 金 具	配管の支持金具は、堅ろうで、かつ耐熱性を有すること。			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適																			
	逆 止 弁	逆止弁を設けること。			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適																		
	排 水	配管内の水を有効に排水できる措置を講ずること。			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適																		
送水口	設 置 位 置	送水口は、消防ポンプ自動車容易に接近できる位置に設けること。	消令第28条の2第2項第2号																				
		ホース接続口は、地盤面からの高さが0.5m以上1.0m以下の箇所又は地盤面からの深さが0.3m以内の箇所に設けること。	消則第30条の3第4号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適																		
	ホ ー ス 接 続 口	ホース接続口は、双口形のものとする事。(一の送水区域に取り付ける散水ヘッドの数が4以下のものは、この限りでない。)	消則第30条の3第4号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適																		
	結 合 金 具	結合金具は、ねじ式とし呼称65のしめ輪のめねじであること。	消則第30条の3第4号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適																		
		検定を受けた結合金具であること。	消法第21条の2消令第37条		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適																		
	標 識	送水口の直近の見やすい箇所に送水口である旨の標識並びに送水区域、選択弁及び送水口を明示した系統図を設けること。	消則第30条の3第4号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適																		
基 準 適 合	送水口は、「スプリンクラー設備等の送水口の基準」(平成13年6月消防庁告示第37号)に適合していること。	消則第30条の3第4号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適																			
そ の 他																							

備考1 項目中、□欄は該当するものに✓印を付し、下線部分には該当する内容を記入すること。

2 添付図書欄には、項目を確認できる図書の図面番号等を記入すること。

3 調査項目が非該当の場合は、当該調査結果欄に斜線をいれること。

4 その他欄には、調査項目以外で調査した内容等を記入すること。

5 凡例

消法：消防法（昭和23年法律第186号） 消令：消防法施行令（昭和36年政令第37号）

消則：消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）